

ケーブルプラスでんき
重要事項説明書・各種規約綴り

Ver.8



ケーブルテレビウインク

ケーブルプラスでんき重要事項説明書

ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

□本書面並びにこれと一体のものとして交付するケーブルプラスでんき申込書控えの内容を十分お読みください。

□電気事業法第2条の13に基づき、「ケーブルプラスでんき」の利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、ホームページ等の電子的媒体を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

1. サービスの定義

- 「ケーブルプラスでんき」(以下、本サービス)を提供する小売電気事業者はauエネルギー&ライフ株式会社(登録番号:A0077、以下、auEL)です。
- 本サービスはauELの業務委託先である藤ケーブルビジョン株式会社(以下、ケーブルテレビウイंक)を通じてお申し込みいただきます。なお、加入者との本サービスの契約は、auELがケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できた日をご契約成立日となります。具体的なご契約成立日は、「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせ致します。
- 本サービスのご利用料金(以下、電気料金)はケーブルテレビウイंकから請求させていただきます。電気料金のお支払い方法は、口座振替またはクレジット払いのみとします。

2. 契約に関するご注意

- あらかじめauELが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」ならびにケーブルテレビウイंकが定める「ケーブルプラスでんき利用規約」および「でんきセット割利用規約」を承認のうえ、お申し込みいただきます。KDDI株式会社(以下、KDDI)ホームページ(<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/>)およびケーブルテレビウイंकホームページ(<http://www.catvwink.co.jp/>)をご確認ください。
- auELにて、小売電気事業者の切替手続きを行います。(お客さま自身による現在ご契約の小売電気事業者への解約手続きは不要です)
- お申し込みを撤回される場合、ケーブルテレビウイंकまで必ずご連絡ください。本サービスへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、加入者にて元の小売電気事業者の新規契約手続きを行っていただく必要があります。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、ケーブルテレビウイंकにお支払いいただきます。
- お申込前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項を十分ご確認ください。以下のような不利益事項が考えられますので、現在契約の小売電気事業者にご確認ください。
 - ①違約金の発生(複数年契約などの場合)、②ポイント等の失効、③継続利用期間割引に適用される継続利用期間の喪失、④過去電力使用量に関する照会不可、
 - ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了
- 最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して1年間とします。
- ご利用開始(料金適用開始)の日は、切替申請日から起算して、原則5営業日に2暦日を加えた最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取換工事が必要となる場合は、原則10営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、具体的にご利用開始日は、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にて加入者にお知らせいたします。「切替申請日」とは、auELが電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則、auELがケーブルテレビウイंकからお申し込み内容を受領した翌日となります。※auELが設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのまま「ケーブルプラスでんき」のご利用が開始されます。
- 現小売電気事業者との契約における「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合がございます。予めご了承ください。
- お引越し先で本サービスをご利用される場合、ご利用開始(料金適用開始)の日は、加入者が入居し、電気の使用を開始した日となります。申込手続きが入居日の翌日以降になった場合でも入居日に遡ってご契約いただきます。
- 電気料金のお支払いが、1回でも延滞となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。なお、最低利用期間内の場合は解約違約金についてもお支払いいただきます。

3. 電気料金・でんきセット割・ダブル割(長期契約プラン)トリプル割(長期契約プラン)に関するご注意

- 電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、auELが別途定める料金表にて計算します。なお、電気料金の算定期間は一日から月末日です。
- 本サービスへの切替申込と同時に、ご契約アンペアまたはご契約容量を変更することはできません。お引越し先でご利用される場合のご契約アンペアまたはご契約容量は、お引越し先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただきます。
- 電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。
- ご契約アンペア・ご契約容量を変更した場合、変更日から1年以内にアンペア数・契約容量を減少させることはできません。季節に応じた上げ下げはできませんので、予めご了承ください。
- 電力量計(以下、電気メーター)の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、加入者とauELとの協議によって定めます。
- 本サービスの切替に伴う手続きおよび電気メーター取替工事に関しては、加入者の費用負担はありません。

□別途でんきセット割規約で定める対象サービスと本サービスを同時に利用することで、でんきセット割は、本サービスの電気料金請求発生月に電気料金と対象サービスの合計金額に対して、毎月自動的に適用されます。電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額が5,000円(税込5,500円)未満の場合に0.5%を、5,000円(税込5,500円)以上8,000円(税込8,800円)未満の場合は0.5%を、8,000円(税込8,800円)以上の場合は1%をご請求金額から引きします。

- ・電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
- ・本サービスおよびご契約の対象サービスを同一住所で契約していること。
- ・利用料金を月ごとにお支払いされていること。

□別途「ダブル割 トリプル割(長期割引プラン)利用規約」で定める対象サービス(以下、対象サービス)と本サービスをセットで利用することで、ダブル割 トリプル割(長期割引プラン)が適用されます。「ダブル割(長期契約プラン)」は対象サービスのいずれか2サービスとケーブルプラスでんきをセットご加入で対象サービスの総計利用料金から100円(税込110円)/月額を割引きます。「トリプル割(長期契約プラン)」は対象サービスの3サービスとケーブルプラスでんきをセットご加入で対象サービスの総計利用料金から300円(税込330円)/月額を割引きます。ダブル割 トリプル割(長期割引プラン)の適用には次の条件を全て満たす必要があります。

- ・利用料金を月ごとにお支払されていること。
- ・電気料金の請求発生月に対象サービスの利用料金の請求発生があること。
- ・ケーブルプラスでんきおよび対象サービスを同一住所で契約していること。

4. 請求に関するご注意

□電気料金は、原則ご利用月の2ヶ月後に請求いたします。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、3ヶ月後のご請求となる場合があります(それ以降、3ヶ月後のご請求となります)。

□お客さまが電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として、お客さまに請求させていただくことがあります。

□電気料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします)の割合で算出した額を延滞利息として、ケーブルテレビウイंकが定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

□「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づき、電気の使用の開始(本サービスお申し込みに伴う電気メーター取替工事を除きます。)、加入者の都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、ケーブルテレビウイंकもしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただく場合があります。

※契約電流または契約容量を新たに設定した日から1年以内に、契約電流もしくは契約容量を減少させた場合、auELが一般送配電事業者から請求された精算金をお客様に支払っていただく場合があります。

5. auID・ケーブルプラスでんきWebサービスに関するご注意

□使用電力量および電気料金は、ケーブルプラスでんきWebサービスにてご確認ください。その際のIDおよびパスワードは、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。

□ケーブルプラスでんきWebサービスでは、ログインにau IDを利用します。本サービスのお申し込みにあたっては、au ID利用規約(https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html)にも同意のうえ、お申し込みいただきます。

□ケーブルプラスでんきWebサービスでは、「ケーブルプラスでんき」のご利用開始日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります、実際の使用量、料金と異なる場合がございます。なお、加入者に請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。

6. 工事などに関するご注意

□加入者の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ切り替える必要があります。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆様にもお伝えいただけますようお願い申し上げます。

□本取替工事の際加入者の工事立ち会いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生することがあります。

□一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、加入者の土地または建物に立ち入らせていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

□一般送配電事業者の電気工作物(電気の引込線やメーター等)や加入者の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかに加入者より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

7. auELからの契約解除またはケーブルテレビウイंकからの契約解除要請について

□ケーブルテレビウイंकが定める支払期日までに電気料金のお支払いが無い場合、契約を解除させていただく場合があります。契約解除に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合があります。

□ケーブルテレビウイंकが定める支払期日までに、既存サービスの料金のお支払いが無い場合、本サービスの契約を解除させていただく場合があります。

□契約解除後においても、電気料金未払いのある加入者の個人情報について、auELが他小売電気事業者と共有することがあります。

- 加入者が次のいずれかに該当し、auEL、もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、電気の契約を解約することがあります。
 - ①加入者の責めとなる事由により保安上の危険がある場合。
 - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合。
 - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合。
 - ④その他、auELが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」の内容に反した場合。
 - ⑤加入者が電気の廃止期日の通知をせず、電気の契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合。
- 本サービス契約期間中に発生した電気料金の債権債務は、契約を解除した場合でも消滅しません。

8. 加入者からの契約解除について

- 加入者のお引越し等に伴い本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、ケーブルテレビウイंकにご連絡いただきます。
他の小売電気事業者への切替えに伴う本サービスの廃止の場合には、ケーブルテレビウイंकにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー(株)の従量電灯BまたはCプランへのお申込みの場合、ケーブルテレビウイंकへ併せてご連絡ください。

9. 本サービスの提供エリア

- 本サービスの提供エリアは蕨市を基本とします。

10. クーリングオフ

- お客さまが、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み(契約)された場合、お申込みから8日を経過するまでは、書面またはクーリングオフ専用ホームページにより無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うことができます。この場合お客さまは、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面またはクーリングオフ専用ホームページによりクーリングオフすることができます。

【書面の宛先】お申込みのケーブルテレビ会社

【クーリングオフ専用ホームページのURL】<https://www.kddi.com/catv-service/cooling-off/>

【必要記載事項】サービス名(ケーブルプラスでんき)、お申込日、ご契約者名、ご住所、ご連絡先電話番号、お申込みされたケーブルテレビ会社、クーリングオフを行う旨

11. その他

- 契約期間は、契約が成立した日から、ご利用開始(料金適用開始)の日が属する年度の末日までとします。(年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。)加入者またはauELが、変更または解除の申し入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。
- 料金やサービスを変更する場合はあらかじめ加入者へお知らせします。
- ケーブルテレビウイंकまたはauELが、「ケーブルプラスでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等(これらの変更も含まれます。)を、書面の交付(郵送)に代え、ホームページ等の電子的媒体により、加入者にお知らせすることを可能とします。また、「ケーブルプラスでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- 供給電圧は、「低圧100V/200V」です。周波数は50Hzです。
- 加入者が故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物などの設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- ケーブルテレビウイंकおよびauELの責めとならない事由によって加入者が受けた損害については、ケーブルテレビウイंकおよびauELは賠償の責めを負いません。
- この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づきます。この書面は、契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、KDDIホームページ等より「ケーブルプラスでんき需給約款」をご覧ください。
- 個人情報の取り扱いについて
auELは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、auエネルギー&ライフ プライバシーポリシー(<http://kddi-l.jp/X96>)をご参照ください。お申し込み内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了承ください。
 - ・マーケティング活動における利用
 - ・auELの新サービスや、有益な情報のメール配信

・電力広域的運営推進機関に対する、電気の切替手続き

ケーブルテレビウイニングが保有する個人情報等の取り扱い、ケーブルテレビウイニングが別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

◆電気料金の計算方法

電気料金は下記の方法で計算されます。



※1：電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

※2：再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

◆ケーブルプラスでんき 料金表(①基本料金または最低料金 / ②電力量料金)

() 内は税込単価

〈でんきMプラン〉

区分		単位	でんきMプラン (東京) ※東京電力 従量電灯B相当
基本 料金	10A	1契約	260.00(286.00)円
	15A		390.00(429.00)円
	20A		520.00(572.00)円
	30A		780.00(858.00)円
	40A		1,040.00(1,144.00)円
	50A		1,300.00(1,430.00)円
	60A		1,560.00(1,716.00)円
電力量 料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.07(19.87)円
	120kWh超過300kWhまで		24.07(26.47)円
	300kWh超過分		27.79(30.56)円
最低月額料金*		1契約	214.39円(235.82)円

〈でんきLプラン〉

区分		単位	でんきLプラン (東京) ※東京電力 従量電灯C相当
基本料金		1kVA	260.00(286.00)円
電力量 料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.07(19.87)円
	120kWh超過300kWhまで		24.07(26.47)円
	300kWh超過分		27.79(30.56)円

計算例：でんき M プラン(東京) ご契約アンペア：40A 1ヶ月のご使用量：350kWh

基本料金	①	1,040.00 円 [ご契約アンペア=40 アンペアの場合]	
電力量料金	②	最初の120kWhまで	2168.40 円=18.07 円 × 120 k Wh
	③	120kWh超過300kWhまで	4,332.60 円=24.07 円 × 180kWh
	④	300kWh超過分	1,389.50 円=27.79 円 × 50kWh
小計	⑤	8,930 円=①+②+③+④(円位未満切捨て)	
燃料費調整額	⑥	872 円=2.49 円 × 350kWh (円位未満四捨五入) [燃料費調整単価(税抜)=2.49 円/kWhの場合]	
再生可能エネルギー発電促進賦課金	⑦	1,207 円=3.45 円 × 350kWh (円位未満切捨て) [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)=3.45 円/kWhの場合]	
消費税相当額	⑧	980 円=(⑤+⑥) × 0.10 (円位未満切捨て)	
ご請求額		11,989 円=⑤+⑥+⑦+⑧	

※表記の金額は、特に記載がない場合、全て税別価格です。別途消費税等相当額がかかります。また、消費税の計算方法はケーブルテレビ会社の定める方法となり、上記計算例と異なる場合がございます。

◆サービス・料金・請求に関するお問い合わせ 蕨ケーブルビジョン株式会社
0120-433-454 ケーブルテレビウイंक(フリーコール)午前9:30~午後5:30/年中無休

◆auIDに関するお問い合わせ KDDI お客さまセンター
0120-925-881(フリーコール)午前9時~午後8時/年中無休

◆電気供給設備の故障に関しては、一般送配電事業者にお問い合わせください。

◆小売電気事業者
auエネルギー&ライフ株式会社(登録番号:A0077)
東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー
代表取締役社長: 梶川 秀樹

◆KDDIの業務委託先
蕨ケーブルビジョン株式会社
埼玉県蕨市中央6-5-34
代表取締役社長 名倉 義和

ケーブルプラスでんき利用規約

蕨ケーブルビジョン株式会社(以下「ケーブルテレビウイंक」という。)とauエネルギー&ライフ株式会社(以下「auEL」という。)が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」(以下「ケーブルプラスでんき」という。)を受ける者(以下「加入者」という。)との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第1条(利用規約の適用)

- ケーブルテレビウイंकは、auELが規定する「ケーブルプラスでんき需給約款」(以下「約款」という。)によりケーブルテレビウイंकに譲り渡されたauELの債権(以下、「電気料金」という。)の請求等を、ケーブルテレビウイंकの定める「ケーブルプラスでんき利用規約」(以下「本規約」という。)により行うものとします。
- 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- ケーブルテレビウイंकは、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。

第2条(用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条(加入申込の承諾)

- ケーブルプラスでんきを利用しようとする者は、下記に定める文書を承諾のうえ、ケーブルテレビウイंकが別途指定する方法によりお申し込みを行い、auELがケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できたときに契約が成立するものとします。
 - ケーブルプラスでんき需給約款
 - ケーブルプラスでんき重要事項説明書
 - 本規約
- ケーブルテレビウイंकは、前項に基づくお申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- ケーブルテレビウイंकは、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申し込みを承諾しないことがあります。
 - お申し込みにあたり加入者が虚偽の内容をケーブルテレビウイंकに申告した場合、またはそのおそれがある場合。
 - 加入者がケーブルプラスでんきまたは、ケーブルテレビウイंकから請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合。
 - 過去に、加入者の責めに帰すべき事由によりケーブルプラスでんきの提供を受けるための契約(以下「利用契約」という。)が解除、または加入者に対するケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合。
 - その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむを得ない場合、利用契約のお申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第4条(auIDの提供)

1. ケーブルプラスでんきWebサービスおよびMy auの利用にはKDDIが提供する「auID」が必要です。
2. 加入者は、ケーブルプラスでんきのお申し込みにあたり、KDDIが別に定める「auID利用規約」に同意するものとします。

第5条(auELに係る債権の譲渡等)

加入者は、ケーブルテレビウイंकが電気料金を請求することを承認するものとします。この場合、ケーブルテレビウイंकおよびauELは、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第6条(請求と支払い等)

1. 加入者は、ケーブルテレビウイंकが定める期日までに指定する方法で支払いを行なうものとします。
2. 加入者は、ケーブルテレビウイंकが電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。
3. 加入者は、電気料金について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします)の割合で計算して得た額を延滞利息として、ケーブルテレビウイंकが定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条(利用契約の終了)

1. ケーブルテレビウイंकは、加入者が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、auELに通知いたします。その場合auELは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. 加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、ケーブルテレビウイंकが別途定める方法により、ケーブルテレビウイंकにご連絡ください。他の小売電気事業者への切替えに伴う本サービスの廃止の場合には、ケーブルテレビウイंकにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー(株)の従量電灯BまたはCプランへのお申込みの場合、ケーブルテレビウイंकへ併せてご連絡ください。
3. 加入者がケーブルプラスでんきの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、ケーブルプラスでんきが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
4. 電気料金のお支払いが、1回でも延滞となった場合は本サービスを強制的に終了させて頂きます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。なお、最低利用期間内の場合は解約違約金についてもお支払いいただきます。
5. 強制的に終了となった加入者へは、清算完了後に再契約の申し出があった場合、ケーブルテレビウイंकは再契約をお断りすることもございます。

第8条(auELへの通知)

加入者は、ケーブルテレビウイंकが定める支払期日までに、ケーブルテレビウイंकの既存サービスの料金の支払いが無い場合、auELに通知することを了承するものとします。

第9条(他の小売電気事業者への通知)

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、ケーブルプラスでんきの契約終了後も、現に料金およびその他の債務の支払いがない場合、ケーブルテレビウイंकは加入者の個人情報をauELへ通知します。また、auELは、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

第10条(利用契約に係る契約者情報の利用)

ケーブルテレビウイंकは、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、ケーブルプラスでんきに係る契約のお申し込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ケーブルプラスでんき提供にあたり取得した個人情報等の取り扱いは、ケーブルテレビウイंकが別に定める「個人情報保護に関する規定」に定めます。

第11条(協議、管轄裁判所)

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとし、ケーブルテレビウイंकの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、ケーブルテレビウイंकの本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. ケーブルテレビウイंकは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は2023年6月1日より施行します。

でんきセット割利用規約

第1条(本規約の適用)

藤ケーブルビジョン株式会社(以下「ケーブルテレビウイंक」といいます。)は、このでんきセット割利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、でんきセット割(以下「本割引」といいます。)を提供します。

- ケーブルテレビウイंकは、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をケーブルテレビウイंकの指定するWEBサイトに掲載することにより行います。
- 本規約本文のほか、ケーブルテレビウイंकが定める本割引に関する諸規程(ケーブルテレビウイंकが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条(本割引の概要)

本割引は、auエネルギー&ライフ株式会社(以下「auEL」という。)が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせる場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行うケーブルテレビウイंक提供のサービスです。

第3条(申込み)

本割引の適用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、本規約を承諾の上、ケーブルテレビウイंकが別に定めるところによりケーブルテレビウイंकに申込みを行うものとします。

第4条(契約の成立)

ケーブルテレビウイंकは、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、ケーブルテレビウイंकと申込者との間で本割引の適用を受けるための契約(以下「本件契約」といいます。)が成立するものとします。

- 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約(以下「ケーブルプラスでんき契約」といいます。)を締結していること又はケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること(その申込みが承諾されない場合を除きます。)
- ケーブルテレビウイंकが指定する以下のサービス(以下「対象サービス」という。)を、申込者が契約していること。

【電話サービス】

・ケーブルプラス電話

- 前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - 本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
 - その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族(ケーブルテレビウイंक所定の基準を満たすものに限り)であること。
 - 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - 対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
- 前項の規定にかかわらず、ケーブルテレビウイंकは、業務遂行上支障があるとき又はその他ケーブルテレビウイंकが不適当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第5条(でんきセット割引)

ケーブルテレビウイंकは、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者(以下「本件契約者」といいます。)の契約するケーブルプラスでんき及び対象サービスに係る請求料金(以下「本件請求料金」といいます。)に応じ、次項の定めに従って算出した金額(以下「割引額」といいます。)を、本件請求料金から割引ます。

- ケーブルテレビウイंकはauELがケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた額(以下「本件対象額」といいます。)に応じて、下記の額を割引ます。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

本件対象額

本件対象額に乗じる割引率
(2023年9月請求以降)

5,000円(税込5,500円)未満	0.5%
5,000円(税込5,500円)以上 8,000円(税込8,800円)未満	0.5%
8,000円(税込8,800円)以上	1%

第6条(対象サービスの変更)

本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出るも

のとします。

2. 本件契約者は、前項の申し出において、第4条(2)に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第7条(本件契約の終了)

本件契約者は、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

2. 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

- (1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
- (2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。
- (3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第8条(権利義務の譲渡禁止)

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第9条(顧客情報の取扱い)

ケーブルテレビウイंकは、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、ケーブルテレビウイंकが別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第10条(合意管轄)

本割引に係る紛争については、ケーブルテレビウイंकの本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条(本割引に関する疑義等)

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、ケーブルテレビウイंकが決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附則

1. ケーブルテレビウイंकは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は2023年6月1日より施行します。

ダブル割 トリプル割 (長期割引プラン) 利用規約

第1条(本規約の適用)

藤ケーブルビジョン株式会社(以下「ケーブルテレビウイंक」といいます。))は、このダブル割 トリプル割(長期割引プラン)利用規約(以下「本規約」といいます。))に基づき、ダブル割 トリプル割(長期割引プラン)(以下「本割引」といいます。))を提供します。

2. ケーブルテレビウイंकは、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約をケーブルテレビウイंकの指定するWEBサイトに掲載することにより行います。
3. 本規約本文のほか、ケーブルテレビウイंकが定める本割引に関する諸規程(ケーブルテレビウイंकが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。))は、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条(本割引の概要)

本割引は、auエネルギー&ライフ株式会社(以下「auEL」という。))が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行うケーブルテレビウイंक提供のサービスです。

第3条(申込み)

本割引の適用を希望する者(以下「申込者」といいます。))は、本規約を承諾の上、ケーブルテレビウイंकが別に定めるところによりケーブ

ルテレビウイंकに申込みを行うものとします。

第4条(契約の成立)

ケーブルテレビウイंकは、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、ケーブルテレビウイंकと申込者との間で本割引の適用を受けるための契約(以下「本件契約」といいます。)が成立するものとします。

- (1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約(以下「ケーブルプラスでんき契約」といいます。)を締結していること又はケーブルプラスでんき契約の申込みを行っていること(その申込みが承諾されない場合を除きます。)
 - (2) ケーブルテレビウイंकが指定する以下のサービス(以下「対象サービス」という。)を申込者が契約していること。
 - ケーブルテレビサービス
 - 【テレビサービス】
 - ・デラックスコース ・セレクトコース ・スタンダードコース ・エントリーコース ・(旧)地デジBSコース
 - ・ケーブルプラスデラックスコース ・ケーブルプラスセレクトコース・デラックス4Kコース ・セレクト4Kコース
 - ・セレクト4Kミニコース ・ケーブルプラス4Kデラックスコース ・ケーブルプラス4Kセレクトコース
 - ・スマートプラチナコース ・スマートベーシックコース ・スマートセレクトコース
 - 【インターネット】
 - ・インターネット各コース
 - 【電話サービス】
 - ・ケーブルプラス電話
 - (3) 前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
 - ア. 本件契約の申込みの時点で、その対象サービスについて、現にサービスの提供を受けていること。
 - イ. その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族(ケーブルテレビウイंक所定の基準を満たすものに限り。)であること。
 - ウ. 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - エ. 対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、ケーブルテレビウイंकは、業務遂行上支障があるとき又はその他ケーブルテレビウイंकが不適当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

第5条(ダブル割)(トリプル割)(長期割引プラン)

ケーブルテレビウイंकは、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者(以下「本件契約者」といいます。)の契約する対象サービス請求料金から以下の割引をします。

ダブル割(長期契約プラン)対象サービス	割引額
テレビサービス インターネットサービス(いずれか2サービス) + ケーブルプラスでんき 電話サービス	100円(税込110円) /月

トリプル割(長期契約プラン)対象サービス	割引額
テレビサービス インターネットサービス(3サービス) + ケーブルプラスでんき 電話サービス	300円(税込330円) /月

第6条(対象サービスの変更)

本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出るものとします。

- 2 本件契約者は、前項の申し出において、第4条第1項第3号アないしはイに定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

第7条(本件契約の終了)

本件契約者は、ケーブルテレビウイंकが別に定める方法でケーブルテレビウイंकに申し出ることにより、本件契約を解約することが

できるものとしします。

2 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとしします。

- (1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
- (2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。
- (3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により、第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

第8条(権利義務の譲渡禁止)

本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとしします。

第9条(顧客情報の取扱い)

ケーブルテレビウイंकは、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、ケーブルテレビウイंकが別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第10条(合意管轄)

本割引に係る紛争については、ケーブルテレビウイंकの本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第11条(本割引に関する疑義等)

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じ場合は、ケーブルテレビウイंकが決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとしします。

附則

1. ケーブルテレビウイंकは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとしします。
2. この本規約は 2023年6月1日より施行しします。

 **0120-433-454** お問い合わせ時間
午前9:30~午後5:30(年中無休)

ケーブルテレビウイंक

 検索 